

株式会社 J R 東日本ステーションサービス

代表取締役社長 北村 壽秀殿

J R 東日本輸送サービス労働組合

中央執行委員長 佐々木 宏充

2 0 2 2 年度賃金をはじめとした総合労働条件の向上を求める申し入れ

J R 東日本輸送サービス労働組合は、2 月 10 日に第 2 回定期中央委員会を開催し、賃金引き上げをはじめとした総合労働条件改善の取り組みとして、エッセンシャルワークとしての輸送サービス労働の価値を反映させたベースアップと定期昇給を実現するとともに総合労働条件の向上を掲げ、全組合員の基本給一律 4,000 円（定期昇給を含まない）を要求することを決定しました。

2021 年度第 3 四半期決算では、営業収益 11,803 百万円(前年同期は営業収益 12,125 百万円、前年比 97.3%) となり、売上総利益 953 百万円(前年同期 1,855 百万円、前年比 51.4%)、営業利益△236 百万円(前年同期は営業利益 690 百万円)、四半期純利益△175 百万円(前年同期は 453 百万円)の営業損失・四半期純損失を計上しました。また、2021 年度通期の業績予想については、営業収益 15,682 百万円(前年比 96.4%)、営業利益△300 百万円、四半期純利益△195 百万円と見込んでおり、赤字計上は避けて通れない状況であることが示されています。

J R 東日本会社は、今年度赤字決算を理由としてベアゼロ、定期昇給にあたっては昇級係数 2 とする定昇カットを強行しました。株式会社 J R 東日本ステーションサービス(以下、J E S S)が、第三四半期決算の状況に踏まえ本体同様の判断を行うとは考えられませんが、よもや赤字決算状況を背景にベースアップや定期昇給が低く抑えられるようなことがあったとすれば、私たちは決して容認することはできません。なぜならば、J E S S は、J R 東日本 100%子会社であり受託費が主な収入であるからです。営業収益は前年比からしても大幅な減収となっているわけではなく、赤字決算をつくり出してしまう原因は極めて経営の責任であるからです。

コロナ禍においても、現場第一線の組合員・社員は、決して逃げることなく、これまでもそうであったように日々の感染防止対策の徹底を図り、エッセンシャルワーカーとしての使命である安全な輸送サービスを担い続けているのです。これまでの取り組みを正しく評価し、1 年間の労働とそこで得た経験と能力に対する対価としての定期昇給を行うことを求めます。

日銀は、金融政策決定会合(1 月 17 日)を開催し、2022 年度の物価上昇率見通しを「1.1%」に引き上げを行いました。内閣府は「日本経済 2021-2022」(2 月 7 日公表)にて、原油価格の高騰や円安による輸入コストの増加、新型コロナの影響による物流コスト上昇の影響で物価が上昇していることを示したうえで、食料品の値上げや原油高などによって、大きな打撃を受ける個人消費を回復軌道に乗せるには「賃金が継続的に上昇していくとの見通しが不可欠」と記

しています。また「税制改正」や「社会保険の適用」の段階的拡大による厚生年金や健康保険、介護保険などの保険料の値上げによって実質賃金が低下し続けている現状もあり、さらに社会保険料の負担増はこれからも続くと言われていることから、労働者にとっての“豊かさ”や“明日への希望”を持てる状況は程遠い現実が作り出されています。

ベースアップは、物価上昇分を考慮した生活維持向上分に対し賃金を引き上げるという性質であることから、物価上昇が相次ぐ今だからこそベースアップを行う必要性があると言えます。鉄道を起点とした安全で安心した輸送サービスを持続・発展させていくために、人材の確保・定着と技術継承・人材育成を労使の共通認識とすべきであり、その実現のためには「労働力の価値」に対して正当に投資することが必須です。JESSに働く組合員・社員が、“働きがい”“生きがい”“こころの豊かさ”を実感できる環境と労働条件を確保することが今こそ求められています。賃金が「労働力の再生産費」という性質をもつものであることを据え「ベースアップは物価上昇分を考慮した生活維持向上分であり、それは誰にも等しくある」ということに踏まえ、エッセンシャルワーカーの労働価値の反映を求め格差のないベースアップを要求します。

したがって、日本国憲法第28条および労働組合法第1条、第6条に基づき、下記のとおり申し入れを行いますので、信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて、回答にあっては丁寧かつ具体的に、団体交渉日程については速やかに調整し開催することを要請します。

記

1. 賃金引き上げにあたっては、2022年4月1日以降のJR東日本輸送サービス労働組合員の基本給を一律4,000円(定期昇給を含まない)引き上げること。
2. 労働者にとっての“働きがい”“生きがい”“こころの豊かさ”と安心した生活設計を構築していくために定期昇給を実施すること。なお、その際の昇給係数は「4」とすること。
3. 老朽化している庁舎等により湿度高によるカビの増殖、害虫等の発生が多いことから、組合員・社員の健康維持を目的とした防虫防カビ対策等の労働環境の整備を行うこと。
4. 新型コロナウイルス感染症対策を徹底して行い、安全・清潔・安心を高め、質の高い輸送サービスを提供するとともに働きがいのある環境を創出していくために、被服の貸与にあたっては中古品とせず個人貸与とし複数枚支給すること。
5. この要求に対する団体交渉を速やかに調整し開催すること。
6. 回答については、2022年3月31日までに行うこと。

以上